

平成26年12月17日

平成26年

第12回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成 26 年第 12 回教育委員会定例会会議録

平成 26 年 12 月 17 日午後 3 時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

鈴木清子	委員	委員長
尾形威	委員	委員長職務代理者
芳賀淳	委員	
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
津村正純	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢古勝紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤松郁夫
教育総務課長	青木重樹
副参事（教育施設担当）	下遠野茂
学務課長	水井靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野哲郎
副参事	長塚琢磨
学校職員担当課長	室内正男
教育センター所長	岩田美恵子
社会教育課長	星光吉
大田図書館長	北村操

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 12 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 鈴木清子

○委員長職務代理者

ただいまから、平成26年第12回教育委員会定例会を開催する。

なお、平成26年12月16日付けで鈴木委員長より委員長の辞職願が提出された。委員長の一身上に関わることであるので、本日は私、職務代理者尾形が進行する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は、定足数を満たしている。よって、会議は成立する。

なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様は傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

次に、会議録署名委員に津村教育長を指名する。

日程第1

「委員長辞職許可」

○委員長

これより、本日の日程に入る。冒頭で申し上げたとおり、平成26年12月16日付けで鈴木委員長より、委員長の辞職願が提出された。

この件については、委員の一身上に関する事案である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、当事者は議事に参与することはできない。しかし、同条のただし書きの規定により、委員会の同意を得られれば会議に出席し、発言することができる。

委員の皆様にお諮りする。鈴木委員長にこのまま出席いただいてよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者

同意が得られたので、このまま会議を続行する。

事務局職員に辞職願の朗読をさせる。

○事務局職員

辞職願を読み上げる。

辞職願。このたび、一身上の都合により、委員長を辞職いたしたいので、許可くださいますようお願いいたします。平成26年12月16日。大田区教育委員会委員長、鈴木清子。大田区教育委員会様。

以上。

○委員長職務代理者

鈴木委員長の委員長辞職を許可することに異議はないか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者

異議なしと認める。
よって、本件は許可することに決定する。
鈴木前委員長より、退任の御挨拶をお願いします。

○前委員長

皆様には、今まで委員長として職務を遂行してきましたことに関して、非常にたくさんの支援、協力、御指導を頂戴しましたことをまずもって御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

昔から、子に過ぎたる宝なしと申しまして、子どもは子どもたちに対しての教育に関わる問題について、様々なことを背負って皆さんで協力し合ってよい環境づくりですとか、教育向上のための試案などを考えてまいりました。これからも私もずっと子どもたちのためには時代を越えた中でずっと支援をしていかねばならないと思っております。そういったためには、それぞれの連携、今まで御支援をいただきました教育委員並びに教育長を筆頭とした職員の方々もそういった努力、連携、チームワーク、そういったものが非常に大きな力になろうかと思っております。ましてや、地域のそれに含めた方々の御協力、支援、それから叱咤激励など様々なことがありますけれども、そういったものを踏まえて皆さんでこれからもともに向上心あふれる形の運営をしていければと思っております。

皆さんの支援でここまで来たことを改めて、重ねて御礼を申し上げて、御挨拶といたしたいと思います。これからも、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

日程第2

「委員長選挙」

○委員長職務代理者

委員長選挙を追加日程として付議する。

選挙の方法については、大田区教育委員会会議規則第6条により、単記無記名投票と指名推選の方法がある。いずれの方法で行うか、お諮りする。

○芳賀委員

指名推選がよいと思う。

○委員長職務代理者

ただいま、選挙の方法について、指名推選との発言があったが、異議はないか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者

異議がないと認め、委員長選挙は指名推選による。
委員長に誰を推薦するか。

○横川委員

尾形委員を推薦する。

○教育長

私も尾形委員を推薦する。

○委員長職務代理者

私、尾形を委員長にとの発言があったが、ほかに推薦はないか。
(「なし」との声あり)

○委員長職務代理者

この件については、委員の一身上に関する事案である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、当事者は議事に参与することはできない。しかし、同条のただし書きの規定により、委員会の同意を得られれば会議に出席し、発言することができる。委員の皆様にお諮りする。私、尾形がこのまま出席してもよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者

同意が得られたので、このまま会議を続行する。
では、私、尾形を委員長に決定してよろしいか。
(「はい」との声あり)

○委員長職務代理者

全員の賛成をいただいた。よって、本日平成26年12月17日から、私、尾形威が委員長に就任することを決定する。

日程第3

「委員長職務代理者選挙」

○委員長

委員長職務代理者選挙を追加日程として付議する。

選挙の方法については、大田区教育委員会会議規則第6条により、単記無記名投票と指名推選の方法がある。いずれの方法で行うか、お諮りする。

○藤崎委員

職務代理者も指名推選の方がよいと思う。

○委員長

ただいま、選挙方法について指名推選との発言があったが、異議はないか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議がないと認め、委員長職務代理者選挙は指名推選によることとする。

委員長職務代理者に誰を推薦するか。

○教育長

私は、芳賀委員を推薦させていただく。

○委員長

芳賀委員を委員長職務代理者にとの発言があったが、ほかに推薦はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

この件については、委員の一身上に関する事案である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、当事者は議事に参与することはできない。しかし、同条のただし書きの規定により、委員会の同意を得られれば会議に出席し、発言することができる。

委員の皆様にお諮りする。芳賀委員にこのまま御出席いただいてよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

同意が得られたので、このまま会議を続行する。

芳賀委員を委員長職務代理者に決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

全員の賛成をいただいた。よって、本日平成26年12月17日より、芳賀委員に委員長職務代理者に就任いただくことと決定する。

それでは、新委員長職務代理者に就任される芳賀委員より、挨拶をお願いする。

○委員長職務代理者

新委員長職務代理者に御推薦いただきました芳賀でございます。

私もこれで、教育委員になってちょうど丸3年になります。この3年間、できるだけ学校公開等で普段の学校の姿を見るように、またそれを感じられるように心がけてまいりま

した。今後とも、やはりその点は大事にしていきたい。やはり、学校の現場を大事にして、いろいろなことを考えていきたいなということを思いつつ、今度新しく肩書もいただきましたので、さらに一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、続いて私から一言挨拶させていただきます。

お世話になります。大田区教育委員会では、今年、オール大田で、全ての区民の方、そして教育関係者、英知を結集したおおた教育振興プラン2014をつくりました。このプランを実現していくというのが我々の役目なのかなと思っております。そのためには、学校、家庭、地域、そして区民の皆様、そして我々ががっちり握手をして、チーム大田区でもって取り組んでいくということが大事なかなと思っております。

ぜひ、皆様の英知を結集してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第4 「教育長の報告事項」

○委員長

それでは、教育長の報告をお願いします。

○教育長

今月は、去る11月20日に中央教育審議会で諮問された次期学習指導要領の改訂について報告する。情報提供というふうにお考えをいただければと思う。資料として、お手元に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」をはじめとして、いくつか資料を添付している。本日は、諮問本文に基づいて説明をするので、諮問本文を御覧いただきたい。

具体的な諮問事項を述べるに先立ち、諮問に至る問題意識などがまず述べられているので、そちらのほうから説明する。

（理由）というところのすぐ下のパラグラフであるが、まず背景として、社会構造の変化が述べられており、文章に沿って読み上げると、今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は、厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されるとあり、その背景として、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により社会構造や雇用環境は大きく変化し、職業の在り方についても、現在とは様変わりすることになるだろうとの認識が示されている。また、成熟社会を迎えた我が国では、一人一人の多様性を原動力とし、新たな価値を生み出していくことが必要となるという考えが述べられている。

それを踏まえ、次のパラグラフでは、こうした社会構造の変化に対応した求められる人間の在り方、能力として、途中から読み上げるが、こうした変化を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力が求められるとしているところである。

次に、そのような人間や能力を育てる教育の在り方として、3番目のパラグラフになる

が、教育の在り方も一層の進化を遂げなければならず、一番下に、教育課程についても新たな在り方を構築していくことが必要としている。

それ以下のパラグラフについては、現行の学習指導要領についての記述となっている。

次のページを御覧いただきたい。8行目のところに、現行の学習指導要領についての一定の成果が上がっているということが記述されている。各学校では真摯な取組が重ねられており、その成果の一端は、近年改善傾向にある国内外の学力調査の結果にも表れているとしている。

ただし、その後のパラグラフに、依然として子供についての課題があるということが述べられているところであり、1行目の中段以降に、判断の根拠や理由を示しながら、自分の考えを述べることに課題が指摘される、それから自己肯定感や学習意欲、社会参画の意識等が国際的に見て低い、といった課題が、ここには書いていないが、全国学力・学習状況調査の結果などから明らかになっているとしている。また、成熟社会において新たな価値を創造していくためには、互いの異なる背景を尊重し、多様な経験を重ね、得意分野の能力を伸ばしていくことが、これまで以上に強く求められるとしている。

少し飛ばし、下から二つ目のパラグラフのところに、このような課題に対応する学習や教育の在り方として、知識の伝達だけに偏らず、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行い、そうした教育のプロセスを通じて基礎的な知識・技能を修得するとともに実社会や実生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、私生活を重視し、さらに実践に生かしていけるようにすることが重要というようにしている。

そしてそのためには、その下のパラグラフに、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習、いわゆる「アクティブ・ラーニング」や、そのための指導の方法等を充実させていく必要があるとしている。

また、次のページに、学習評価の在り方についても改善を図る必要があるとしている。

以上のように、問題意識を述べた後で、具体的な審議事項を3項目に分けて掲げている。

第一に、教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方についてであり、これからの学習指導要領等については、必要な教育内容を系統的に示すのみならず、学習指導方法や学習の成果を検証し、指導改善を図るための学習評価を充実させていく観点が必要であると、教育内容、学習・指導方法と学習評価の充実を一体的に進めていくために求められる学習指導要領等の在り方について、検討を求めている。その際、特に以下のような視点から御検討をお願いしますとして、3点挙げているが、これについては先ほど問題意識のところでも述べたことと重複をするので、後ほどお読み取りをいただきたい。

第二にというところを御覧いただきたい。第二に、育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直しについてである。外国語、特に英語教育、それから伝統文化や他文化への理解、幼児教育と小学校教育の接続、体力、特別支援教育の見直し、教科横断的分野の充実、小中一貫教育等について、以下述べられている。

次のページを御覧いただきたい。最後になるが、第三に、学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善を支援する方策について、その下の白丸のところに、各学校において育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程を編成していく上で、どのような取組が求められるか、また教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントを普及するための支援策、それから新たな学習・指導方法や、教材や評価手法の今後の在り方、その開発や普及の支援策について検討を求めていくことを要望すると。

以上が、諮問の内容となっているが、ただいま申し上げた3点にわたる諮問事項のうち、特に学習指導要領の基本的な考え方の部分は、別に資料を用意した。お手元の「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会―論点整理―」を御覧いただきたい。

上から二つ目の白丸を御覧をいただきたい。一段目の最後の方から読み上げるが、児童生徒に育成すべき資質・能力と、それを育成するための手立てである教育目標・内容と評価の在り方等の関係などを明確に示すことが重要と考えられるが、実際にはそれが十分に実現できていない。

三つ目の丸の上から3行目の最後には、従来の学習指導要領は、全体として各教科等においてそれぞれ教えるべき内容に関する記述を中心としたものとなっている。

次の丸であるが、このことが、各教科等で縦割りになりがちな状況の改善を妨げるとともに、今なお多くの学校において、学力についての認識が「何かを知っていること」とどまりがちであり、知っていることを活用して「何かをできるようになること」にまで発展していないこと背景にもあるのではないかと懸念される。

次の丸であるが、今後、育成が求められる資質・能力を洗い出し、可視化するとともに、それらと各教科等における具体的な教育目標・内容との関係等について学習指導要領に示すことにより、各教員が学習指導要領や学校の教育課程全体のねらいを適切に理解・実践し、児童生徒に求められる資質・能力を日々の授業において計画的かつ効果的に育成することができるようにすることが求められるとしている。

その次の丸であるが、学習評価の在り方については、教育目標・内容と学習評価とをセットにしてその在り方を検討することが重要とある。

ただいま御案内したこの検討会というのを、学習指導要領の改訂について中央教育審議会に諮問する前段の作業として、有識者によるこういった検討会の場を設けて、検討していき、この論点整理が平成26年3月31日に出されたところである。大体、現行の学習指導要領の抱える構造的な問題について、比較的わかりやすく書いているのかなというふうに思い、理解をお助けするために敢えて触れたところである。

今後のスケジュールのモデルであるが、新聞記事によると、2016年度、平成28年度中に答申を経て、小学校については2020年度、平成32年度になるが、それから中学校については、2021年度、平成33年度から全面実施される予定になっているところである。

私からは以上である。

○委員長

今、教育長から初等中等教育における教育課程の基準等の在り方についての諮問とそし

てさらに関連資料等、11ページ、11枚にわたっての資料の説明、情報提供を、または報告をしていただいたが、これに関する意見、質問はあるか。関連でも結構である。

では、私の方から関連で。今、教育長から「何かを知っていること」とどまり、知っていることを活用して「何かをできるようになること」というふうなお話があったが、今大事にされている活用能力だというふうに思うが、私は今、各小中学校の学校公開、または研究奨励校等に参加させていただくと、どの学校も本当に考える力を育てているなど、活用する力を育てているなど実感する。それぞれの学校が考える力を伸ばして、同じような方向でやっているということでお話を聞いていた。

ほかに意見、質問はあるか。

○藤崎委員

国の動きを待っていてもしょうがないというのが正直な気持ちで、時間としてもすごく時間がかかるし、あとは内容についてはすごく当たり前なのですが、抽象度がすごく高いという状態なので、ちょっと今、尾形委員長が発言にあった知識の詰め込みではなくて、それをどう活用するかという観点で、今現在、指導課から各学校のほうに、もちろん学校のレベルが違いますが、どういうところに力点を置いてくれというようなお願いだったり、依頼であったりというのが具体的には活用という観点で、今出ているのか。

○指導課長

主体的な学び、能動的な学びという中で、自ら課題を見つけ、解決する力というのが身についてくるというところで、この諮問にも出ているが、アクティブ・ラーニングというところを取り上げられているように、それに類することで、研究校を中心として、具体的にグループ活動とか、ペア活動とかというところも取り入れながら、実践的に研究を進めていただいたところを、今発表していただいているところである。

○藤崎委員

実際の取り組みについて他校にも広げているという意味合いであるか。

○指導課長

はい。

○委員長

ほかに、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第5

「部課長の報告事項」

○社会教育課長

資料) 平成26年度大田区文化祭実施結果

私からは、平成26年度大田区文化祭の実施結果について報告する。

10月3日の書道展を皮切りに、11月23日の合唱祭まで、計12部門にわたって実施した。昨年は、これに管弦楽の調べも含めた13部門で実施したが、管弦楽の調べについては、委託実施団体であるハイドン室内管弦楽団、大田フィルハーモニー管弦楽団の2団体が「大田区アマチュアオーケストラの祭典」というイベントの実行委員会を立ち上げ、今年度は、文化振興協会との共催で演奏会を実施したので、文化祭から外れ、12部門の実施ということになった。

来場者数は、合計で7,188名、昨年は7,619名なので、管弦楽の調べの分が減になった。

○委員長

ただいまの報告に意見、質問はあるか。

○藤崎委員

質問ではないが、私の場合、この表の中の10番目の吹奏楽に参加したのであるが、雑駁な意見だけ申し上げると、吹奏楽を一生懸命愛されていて、演奏するという場の提供までは非常に意味のあることだとは思いますが、言葉を選ばずに言うと、聞かせる気はあるのかというぐらい観客がいない。一応、これ差額を引いてみたら、参加者以外的人数も一応これには出ているが、基本的に演奏する人間が次の順番を待っているために座っているというのがどうも実態に近い状態で、参加者自らも聞かせるのだということで、人を集めるというものにもう少し意識を向けてもらわないことには、ただ自分で練習して、自分で舞台上で弾きました、以上、ということかというと、その技術も、やはり見てくれているということに関してどんどん上がっていくというふうに、素人考えでは思われるので、一生懸命社会教育課が人を呼ぶというだけにはとどまらずに、あなたたちのために舞台は用意しますと。もっともっと聞いてもらいましょうよという、参加者に対して人に聞かせるというところの啓蒙というのですかね、そこら辺をやっていると思うのだが、さらに強くやっていくということも一緒に、参加者とともに考えていければなというのは強く思ったので、そこだけお伝えしておく。

○鈴木委員

私も、この4年間で様々なところに出させていただいた。その感想であるが、今、藤崎委員がお話のように、それぞれが会場をとって、多くの方たち、それを一生懸命練習されている方々の発表の場となっているわけであるけれども、そういった場を多くの地域の皆様、区民の皆様が関心を寄せていただくことが大事だなと思っている。

子どもたちの発表会と、比較にはならないかもしれないが、子どもたちが発表する場と格段の差がある。というのは、お子さんたちだと非常に保護者並びに御家族が関心を持って、大勢おいでいただくということなのであるが、大人の部分であるので、大人の方々は先ほどお話のように、出席参加される方々が会場に詰めているといったような現状であろうと思う。ここはこれから運営上、若干いろいろな形でいい方向に構築していく必要があるかなとそのように感じた。

○芳賀委員

私もこの中でいうと、洋舞サークルフェスティバルに行ったのであるが、来場者数を見ると、ほかは大体同じで、ここだけガクッと去年と比べて減っているようなのであるが、多分これは会場が変わったせいかなとは思っている。私が今年行ったのは大田区民センターであるが、前はアプリコだったのではないかなと思う。ただ、大田区民センターが別に悪い会場だとは思わず、参加者も多くにぎわっていたなと思っていたのであるが、去年はもっとにぎわっていたのだなというのをこの数字でよくわかると、そんな印象も受けた。何か工夫次第で、参加者、列席者というのは増える可能性を秘めているのかなとそんなふうを感じている。

○委員長

ほかに、意見、質問はないか。

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第6

「議案審議」

○委員長

第37号から第42号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第37号議案 大田区スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例から第42号議案 大田区立大森海苔のふるさと館条例の一部を改正する条例について、説明する。

前回の教育委員会定例会で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、スポーツと文化に関する部分については、教育委員会が所管する事務というふうに規定されているところであるが、特例条例をもって、この事務を区長部局に移すということが可能であるということで、前回、承認をいただいたところである。

今回、この6本の条例について、この移管に伴う文言の書きかえというような内容のものになっている。第37号議案 大田区スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例、例

えば改正の内容は、第1条、第2条中、「教育委員会」を「区長」に改める。執行機関である「教育委員会」からもう一方の執行機関である「区長」に改めるというようなものである。

また、第9条中には「教育委員会事務局」を「観光・国際都市部」に改める。事務局の名称を変更するというようなものである。この改正については、全て6本とも同じ内容になっているので、新旧対照表もつけているので、御覧になっていただいて、御承認をいただければと思う。以上である。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第37号から第42号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第37号から第42号議案について、原案どおり決定する。

第43号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第43号議案 大田区立図書館の指定管理者の指定について、説明する。

下記のとおり、指定管理者を指定する。1、施設の名称及び指定管理者の名称、こちらについては、別表を添付しているので、御覧いただきたい。指定の期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間である。

提案理由としては、大田区立図書館設置条例第4条の規定に基づき、この案を提出するものである。説明は以上である。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第43号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第43号議案について、原案どおり決定する。

○藤崎委員

ちょっと追加だけなのであるが、傍聴の件で御相談なのだが、今規定においては、10名である。当然のことながら、幅広く我々の活動を知っていただくためには、多ければ多いに越したことはないと言いつつ、部屋の関係上、防災の問題、避難とかそういうところの問題で、ドアの前に椅子を置くこともできないと、そういう制約もあるので、一旦今規定されている10名というものを、この場ではないのであるが、一応皆さんで議論をした上で、変更も考えられるのか否かというのを一度別の場で議論して、またそれをこの正式な定例会で諮りたいというふうに思っているのだが、いかがか。

○委員長

藤崎委員の方から、追加提案があった。今の提案について、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

藤崎委員の提案について承認する。

これをもって、平成26年第12回教育委員会定例会を閉会する。

(午後3時48分閉会)